

物品購入仕様書

1. 事業名 道志村国民健康保険歯科診療所設備整備事業

2. 設置場所 山梨県南都留郡道志村 7710 番地 道志村国民健康保険歯科診療所

3. 調達の背景及び目的

< VistaScan Mini View (レントゲンデジタル現像機) > ※本型式と同等品

現在使用しているレントゲンデジタル現像機を導入したのが平成 22 年であり、耐用年数も経過している。また X 線画像が不鮮明になっており、異音も発生しているため整備をしたい。機器が整備出来れば、現像速度も速くなるため、患者さんへの診察結果の説明も鮮明な画像で早く出来るようになる。

4. 購入物品

| <u>(1) 仕様</u> | |
|---------------|------------------------------|
| 品名 | レントゲンデジタル現像機一式 |
| 型式 | VistaScan Mini View ※本型式と同等品 |
| 台数 | 1 台 |

5. 事業期間 契約日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

※事業の実施に当たっては、あらかじめ担当者と協議し、日時、設置場所及び手順を確認し、設置当日は担当者の指示に従うこと。

6. その他

- (1) 同等品を納入する場合は、協議の申し出を行うこと。
- (2) 機器の搬入、組み立て、設置及び梱包材の廃棄等すべての経費を含むこと。
- (3) 機器が、仕様を満たさないものであることが判明した場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。
- (4) 納入、設置等の際、施設内での衛生面の配慮を怠らないこと。
- (5) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (6) 納入に当たっては、第三者災害に注意し、施設内で十分な安全管理を行うこと。また、施設等に損傷を与えないように十分注意すること。万が一搬入による建物等への損傷が発見された場合には、誠意をもって速やかに原状回復を行うこと。

7. 業務打ち合わせ記録簿

本事業の機器を設置する際には、道志村役場住民健康課及び道志村国民健康保険歯科診療所職員と打ち合わせを十分行い、打合せ記録簿の作成をすること。

8. 設置時期

道志村国民健康保険歯科診療所の診療が行われていない時間（診療時間終了後）を利用

すること。

9. 保証期間

当該機器の保証期間中に発生した故障等については、発注者の故意または過失によるものを除き、迅速に対応し、無償にて修理すること。

メーカー保証とは別に通常保守契約を行う。

10. 所管課

山梨県南都留郡道志村 6181-1 道志村役場 住民健康課